

【障害者自立支援法に基づく就労継続支援 A 型事業所用】

最低賃金の減額の特例許可 作業実績、作業能力に関する資料

減額対象労働者氏名	
-----------	--

I 作業実績に関する資料

1 作業内容(減額対象労働者の主たる作業を記入)

作業内容(具体的に)	
------------	--

2 減額対象労働者の作業実績(概ね過去2週間)

比較対象労働者氏名	作業日時、作業時間		作業数量
月 日	時間 分 (: ~ :)		
月 日	時間 分 (: ~ :)		
月 日	時間 分 (: ~ :)		
月 日	時間 分 (: ~ :)		
月 日	時間 分 (: ~ :)		
月 日	時間 分 (: ~ :)		
月 日	時間 分 (: ~ :)		
月 日	時間 分 (: ~ :)		
月 日	時間 分 (: ~ :)		
月 日	時間 分 (: ~ :)		
作業実績平均	時間 分 (: ~ :)		
比較対象労働者の作業平均	時間 分 (: ~ :)		
作業実績の比較対象労働者 に対する割合(%)			%

3 作業実績を数量的に把握するのが困難な場合(その理由を記入)

--

比較対象労働者に対する比率[3により作業実績を判断する場合]	%
--------------------------------	---

※ 留意事項

最低賃金の減額の特例に当たって、「労働能率」は作業実績によって判断されます。ただし、具体的な賃金の支払いに当たって、「作業能力」についても評価している場合は、必要に応じて「作業能力」の評価に基づく割合の評価も行ってください。

II 作業能力に関する評価

1 作業能力評価表

項目	具体的な評価項目	評価点	前回申請時
基本的なルール	遅刻・早退・無断欠勤等の有無・頻度、休暇の連絡	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	作業に適した身なり、清潔感	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	明示された規則や社会上のルールの理解・遵守	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	健康管理(自己管理)の状況	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	精神的な状態に左右されない自己統制力	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
作業態度	作業時間と休憩時間の区別	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	作業上の報告・連絡・相談	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	指示内容の理解・遵守	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	自主的な行動や意識	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	仕事に対する興味	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
作業遂行力	正確性	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	安定性(作業ミスの頻度、作業量等)	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	集中力の維持	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	体力(勤務時間中の持久力)	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	危険回避行動	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
社会生活	挨拶・返事	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	会話・言葉遣い	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	感謝・謝罪	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	協調性	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
	役割の意識・責任感	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1

以上の評価項目(20項目)以外に、事業所独自の項目を加えても差し支えない。

事業所独自項目		5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
		5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
		5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
		5 4 3 2 1	5 4 3 2 1
		5 4 3 2 1	5 4 3 2 1

※初回の申請の場合、前回申請時欄は記入不要

評価合計点		点
評価点平均	評点合計 点÷評価項目数	点

※評価は5点満点で行う。(評価基準は、概ね以下のとおりとする)

- 5、比較対象労働者と同程度のレベルで行うことができ、問題はない。
- 4、比較対象労働者とほぼ同程度のレベルであり、問題はほとんど認められない。
- 3、比較対象労働者の半分程度のレベルであり、時々(週数回程度)問題が認められる。
- 2、比較対象労働者の2～3割程度のレベルであり、しばしば問題が認められる。
- 1、当該事項については、行うことができない。または、頻繁に問題が認められる。

2 作業能力の評価について

5点=100%、4点=75%、3点=50%、2点=25%、1点=0%、とし、次の算式により評価する。

[(評価点平均-1.0)×25]

作業能力に対する評価

%